

2 食品健康影響評価の指針について

食品健康影響評価指針は、食品健康影響評価の円滑な実施を図るために食品安全委員会が策定する評価のガイドラインです。食品安全委員会は、ハザード（危害要因）等に応じたガイドラインを作成し、必要に応じて見直しに努めています。

「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」を策定しました。

農薬は、農作物の病害虫、雑草の防除等のために、定められた方法で使用されます。農薬は病害虫等に活性を示して作用することから、ヒトにも作用する可能性があります。農作物等に使用した結果、食品に微量に残留した農薬をヒトが摂取する可能性があります。食品安全委員会は、ヒトの健康に対するリスクを明らかにするために残留農薬の食品健康影響評価を行っています。評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、透明かつ円滑な調査審議の実施のため、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（2019年10月1日）を策定しました。

指針の概要

指針はコーデックス委員会が示したリスクアナリシスの考え方に則っています。このコーデックス委員会の科学的アドバイザーとしてリスク評価を行っている国際機関が作成した「食品中の化学物質のリスク評価の原則と方法」を、農薬に関する専門調査会のリスク評価の基本としました。また、当面の間はリスク評価の過程の「危害要因判定」（許容一日摂取量（ADI）^{※1}と急性参照用量（ARfD）^{※2}の設定）までを中心に進めます。

農薬の評価では、信頼性が保証された試験成績等を用いることが重要です。そこで指針では、国際機関や農林水産省が定めた一定の基準に適合した施設及び試験法のガイドラインに従って実施され、申請者から提出された試験を評価に使用することとしています。

評価では、観察されたいろいろな毒性について、体内

での代謝、種差等も併せて総合的に考察します。そして長期及び短期間に摂取しても毒性の認められない量、無毒性量から、長期及び短期の指標であるADIとARfDを設定します。通常はそれぞれの最小の無毒性量を安全係数^{※3}で除して算出します。なお、植物や農畜産物等で生成する代謝物をヒトが食品を介して摂取する可能性があることから、評価においては、それらも考慮し評価を行います。

農薬の再評価

国内に登録された農薬については、2021年度から再評価制度が導入されます。農薬取締法に基づく再評価をきっかけとして要請された農薬から順次、国際的な評価基準の動向等を勘案して、最新の水準の科学的知見に基づき評価を実施します。

用語解説

※1 許容一日摂取量（ADI）：食品の生産過程で意図的に使用する物質（食品添加物等）、又は使用した結果食品に含まれる可能性のある物質（残留農薬等）について、ヒトが一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと考えられる1日当たりの物質の摂取量のこと。体重1kg当たりの量で示される（mg/kg体重/日）。

※2 急性参照用量（ARfD）：ヒトの24時間又はそれより短時間の経口摂取で健康に悪影響を示さないと推定される体重1kg当たりの摂取量のこと。食品や飲料水を介して農薬等の化学物質のヒトへの急性影響を考慮するために設定される。体重1kg当たりの量で示される（mg/kg体重/日）。

※3 安全係数：ある物質について、許容一日摂取量（ADI）、急性参照用量（ARfD）等の健康影響に基づく指標値を設定する際、無毒性量に対して、動物の種差や個体差、その他の不確実性を考慮し、安全性を確保するために用いる係数のこと。

残留農薬に関する食品健康影響評価指針

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/index.data/R20616_zanryunoyakushishin.pdf